

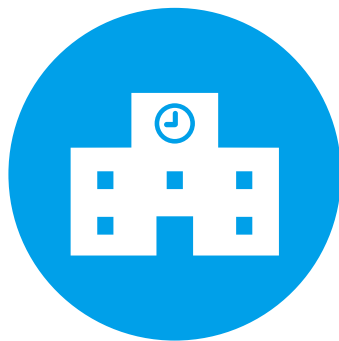
# 障がいのある人への 合理的配慮

## ガイドブック



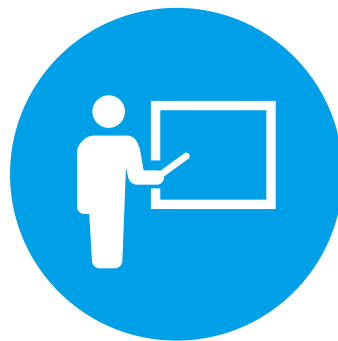
### 教育の分野編

このガイドブックは主に、大学や専門学校を対象としています。



受入環境の整備

P2



授業・講義

P4



教材

P6

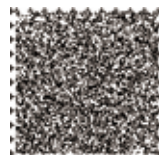


試験

P6

〈凡例〉

- |                |              |                   |
|----------------|--------------|-------------------|
| 視覚 視覚障がいのある人   | 肢体 肢体不自由のある人 | 精神 精神障がいのある人      |
| 聴覚 聴覚障がいのある人   | 内部 内部障がいのある人 | 難病 難病に起因する障がいのある人 |
| 音声 音声機能障がいのある人 | 知的 知的障がいのある人 | 発達 発達障がいのある人      |



# はじめに

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び「福岡県障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する条例」により、全ての人に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いが禁止され、また障がいのある人が直面する社会的障壁を除去するために必要かつ合理的な配慮が求められています。

県では、日常生活に深くかかわる事業分野ごとに特徴的な配慮事項をガイドブックとしてとりまとめました。各事業分野に共通するハード面やコミュニケーション等の対応についてまとめた「障がいのある人への合理的配慮ガイドブック(施設利用、情報提供、意思表示の受領編)」とあわせて職員研修等に御活用ください。事業者の皆様にも、障がいを理由とする差別を解消する取組が浸透していくよう願っています。



## ■障がいのある人への対応の基本

### ○ 望ましい対応

- 何が社会的障壁となっているのか、よく話を聞きましょう。
- 社会的障壁を除去するため、何ができるのか、よく話し合しましょう。
- 対応が困難な場合は、その理由を丁寧に説明しましょう。

### × 望ましくない対応

- 何が社会的障壁となっているのか、相手の話を傾聴しない。
- 何ができるか十分検討せずに「対応できない」と結論付ける。
- 対応できない理由を説明しない。

### 留意事項

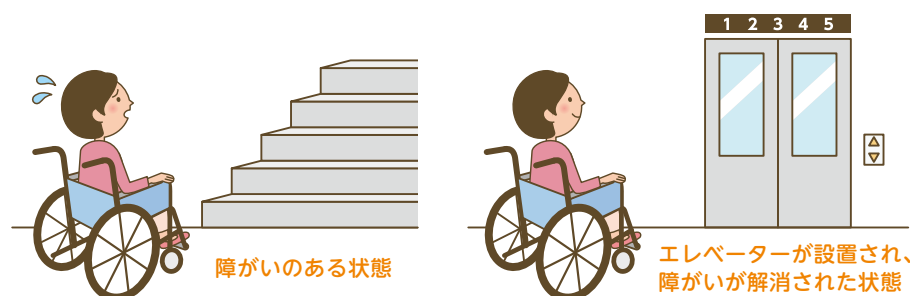
このガイドブックに掲載した内容は、あくまで一例です。障がいの状況は個人差<sup>※1</sup>があり、その場の状況によっても対応は異なりますので、場面に応じて、必要な対応について、障がいのある当事者<sup>※2</sup>と十分話し合ってください。

※1 特に発達障がいの場合は障がいの状況が多様であることに留意しましょう。

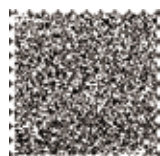
※2 本人の意思の確認が困難な場合は、本人の意思及び嗜好を推定しましょう。推定が困難な場合は本人の最善の利益を基に判断しましょう。

### 「障がい」の捉え方について

「障がい」は、個人の心身機能の障がいと、個人を取り巻く社会(モノ、環境、人的環境等)の障壁の相互作用によって作りだされているものです。この考え方を「障がいの社会モデル」といい、国連の「障害者の権利に関する条約」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等は、この考え方に立っています。



周囲の環境が変わることで、障がいを解消していくことが必要です。





# 1. 受入環境の整備

## 受入環境を伝える

障がいのある人のハード面、ソフト面の受入環境に係る情報提供が十分になされないと進学先選択の幅を狭めてしまいます。

また本人が申し出をためらうとサポートを受けられず、十分な教育効果を上げられなくなります。このため、受入方針、支援内容、支援体制、受入実績をホームページ等により、広く発信しましょう。

視覚

ホームページは、音声読み上げソフトやマウス以外の操作機器の使用、モノクロ画面での使用等、様々な利用環境で正しく情報が伝わるよう、に配慮しましょう。

肢体

ホームページへようこそ



○詳しくは、次の資料を参照ください。

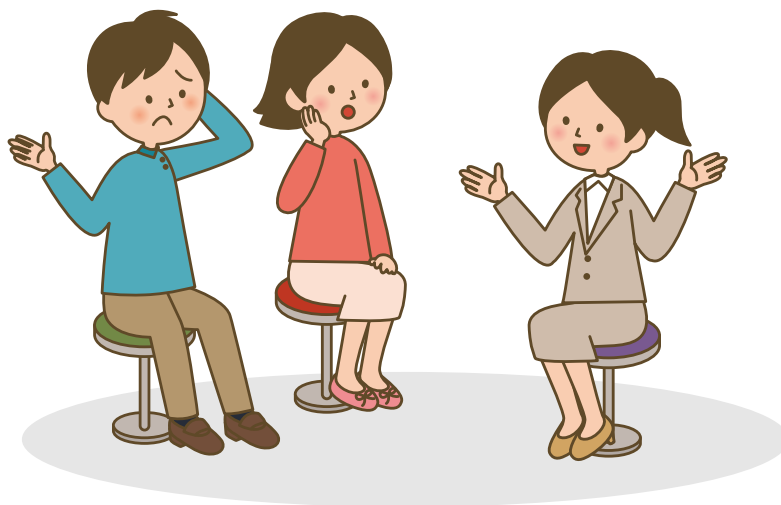
みんなが使えるホームページの作り方～ウェブアクセシビリティ12のポイント～(改訂版)平成18年9月独立行政法人情報通信研究機構

※ウェブアクセシビリティ規格「JIS X 8341-3:2016」制定前のもののため、当該JISの個別要件に必ずしも対応していません。

## 相談窓口の設置

障がいのある人の支援に係る相談窓口を設けましょう。

必要な支援は試行錯誤が必要であったり、時間経過とともに変わることもあるので、本人や家族、支援者との建設的な話し合いを継続的に行い、必要があれば対応の見直しを行いましょう。



## 通学

肢体

公共交通機関での通学の負担が大きい人について、マイカーでの通学を認め、駐車場を確保しましょう。

教材や文房具の持ち運びが負担になる人のため、大きめのロッカーを用意したり、教材を自宅用にもう1セット用意することも有効です。



## 校内移動

肢体

車いす利用者等、移動に困難がある人について、エレベーターがない建物の場合は教室を1階に変更することが考えられます。移動に時間がかかる人について、トイレの近くの教室にする等の配慮をしましょう。

視覚

最初に建物内を一緒に歩いて案内しましょう。よく使う教室やトイレ等に点字や拡大文字のサインを貼り付けましょう。



## 情報提供

視覚

掲示板等で提供する情報は、直接本人に伝えましょう。

## その他

肢体

教室での車いす利用者の席について、移動しやすい位置にしたり、車いすで利用しやすい専用机を導入する等の配慮をしましょう。

発達

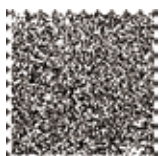
音に敏感な人のため、机や椅子を引きずる際に大きな音が出ないように、机や椅子の足に緩衝材をつけましょう。



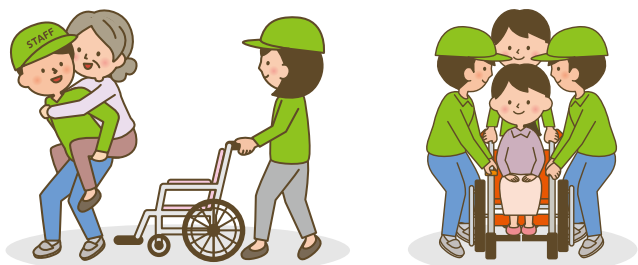
## 緊急時の対応

日頃から緊急時の誘導の準備(車いす利用者の搬送方法、視覚障がいや聴覚障がいのある人の誘導方法、聴覚障がいのある人への音声以外の伝達方法、人員体制など)をしておき、避難訓練は、障がいのある人の利用を想定して行いましょう。

避難経路のスロープ設置や点滅型誘導音装置付誘導灯の設置が望まれます。



### 下肢障がいのある人の緊急時の誘導方法の例



1人で搬送+1人が車いすを運搬

3人で車いすのまま搬送



## 2. 授業・講義

### 配席

- 視覚** 本人からの希望に応じ、聞こえづらい人や見えづらい
- 聴覚** 人の席を前の方にする等、障がいの特性に応じて、配席を調整しましょう。

### 板書

- 視覚** 黒板で色チョークを使用するときは、赤、緑、青、茶色といった暗い色は見えづらいので、色覚チョークを使用するか白と黄色を主体に使いましょう。
- 色チョークを使用する場合は、太めの文字や線で、大きく、はっきり書き、色名を伝え、白チョークでアンダーラインや囲みをつけたり、色分けをした区域には境界線をはっきり示し、文字や記号を併記するなどの配慮をしましょう。
- 板書しながら読み上げることも有効です。

※色覚チョーク  
色の明度や彩度に差をつけて色の違いを分かりやすくしたチョーク

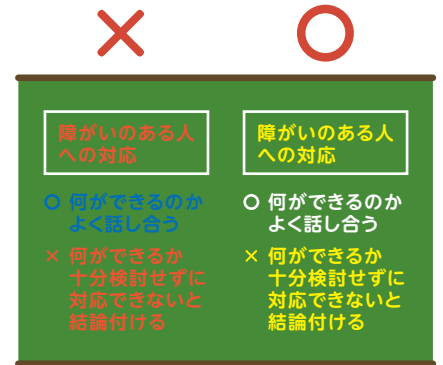
- 肢体** 板書をノートに書き写すことが追いつかない人のため、
- 発達** スマートフォン等による板書の撮影を許可しましょう。

### 発表

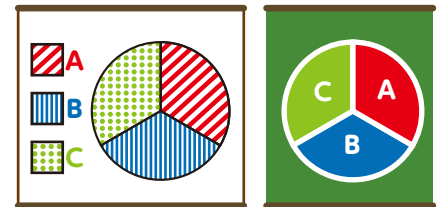
- 発達** 授業中に指名されるとパニックになるという申し出があるときは、指名しない等の配慮をしましょう。

人前での発表が困難な場合に代替措置としてレポートを課したり、発表を録画したもので評価したりしましょう。

- 言語** 発音が不明瞭な場合は、筆談やパソコンを用いた発表といった工夫をしましょう。



境界がわかりにくい色を使用する場合



デザインを工夫する 境界をはっきりさせる



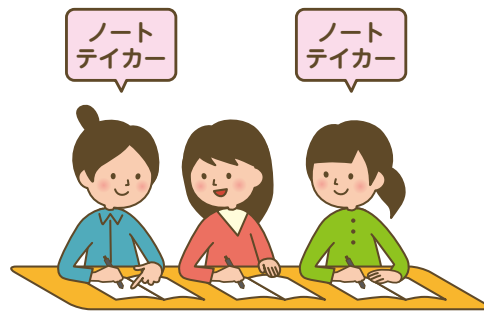
## 講義やディスカッション

**視覚** 講義内容をノートに書き留めることが追いつかない人や、聞くこととノートを書くことの両立が難しい人のため、録音を許可しましょう。また、ゆっくり話すようにしましょう。他の人にとっても分かりやすくなります。

**聴覚** ノートテイクを配置できるよう、支援者を募り、ノートテイクの技術を身に付けてもらう等の仕組みを整備しましょう。

※ノートテイクとは… 話し手の言葉を忠実に聞きとり、遅れず筆記していく同時通訳のようなものです。パソコンを利用するパソコンテイクという方法もあります。

補聴器を使用する人が講義を聞き取りやすくするよう、補聴援助システムを導入し、話し手は送信機(マイク)を装着するようにしましょう。ゼミ等、複数の人でやりとりする場面では、マイクを回したり、マイクを装着した人がそれぞれの発言を復唱したりしましょう。



## 休憩等

**内部** 疲れやすい人のため、長時間の講義に休憩を入れたり、  
**難病** 中途入退室を認めたりしましょう。

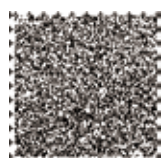
**精神** 授業中に情緒不安定になってしまったとき、落ち着くまで一人になれる場所へ移動して休むことができるようにしましょう。

**内部** 治療等のため学習できない期間が生じる人に対し、補講  
**難病** を行う等により、学習機会を確保しましょう。

## その他の配慮事項

**発達** 感覚過敏の人のサングラス、イヤーマフやノイズキャンセリングヘッドホン、耳栓の使用を認めてください。

先を見通すことが苦手で、初めての活動に対して不安になる人の場合、事前に活動の内容や手順を説明しましょう。





### 3.教材

視覚  
肢体

紙媒体を読むことが困難な人や、紙媒体を持つことやめくることが困難な人のため、教材を電子化して配付しましょう。

視覚

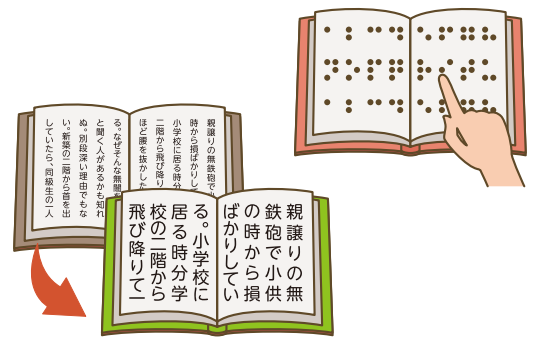
拡大資料の準備や、教科書の点訳を行いましょう。

図の代わりに模型や触図を用意することも考えられます。

聴覚

口頭による説明だけでなく、写真や絵を用いたプリント等、視覚的な教材も活用しましょう。

ビデオ教材には字幕をつけましょう。



### 4.試験

視覚

点字や拡大文字、読み上げ等による出題、点字や口頭による解答、解答用紙の拡大、時間延長を検討しましょう。

グラフや図を見て答える問題は困難なため、代替問題を作成しましょう。

肢体

筆記に時間がかかる場合、試験時間を延長しましょう。

文字を書くことが困難な場合、パソコンによる解答を認めましょう。

発達  
精神

集団のなかでは落ち着かない、答えを口に出してしまう等の場合、別室受験ができるようにしましょう。

聴覚

リスニングが困難な場合、教育の目的を損なわない範囲で代替可能な試験を検討しましょう。



## ■詳しい情報

- 国の、大学等(大学、短期大学、高等専門学校)に係る基本的な考え方  
文部科学省障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告(第一次まとめ:平成24年12月)(第二次まとめ:平成29年4月)
- 大学等における取組みの詳細について参考となる資料(独立行政法人日本学生支援機構)  
合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～(平成30年3月)  
はじめて障害のある学生を受け入れるにあたって(平成28年6月)  
教職員のための障害学生修学支援ガイド(平成26年度改訂版)

## ■参考文献

- 障害者差別解消法【合理的配慮の提供等事例集】平成29年11月内閣府
- 色覚に関する指導の資料(文部科学省)
- 合理的配慮ハンドブック～障害のある学生を支援する教職員のために～(平成30年3月独立行政法人日本学生支援機構)

## ■ガイドブックの入手先

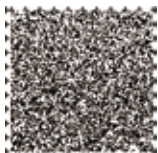
このガイドブックは、県ホームページでも公開しています。事業所内での研修等で使用される際は、ご自由にお使いください。

## 障がい者差別解消専門相談(福岡県庁2階 障がい福祉課内)

県では、障がいを理由とする差別や合理的配慮の提供に関する相談を受け付けます。  
お気軽にご相談下さい。

**電話:092-643-3143(月～金:9時～17時 ※県の閉庁日を除く)**

**ファクス:092-643-3304**



福岡県行政資料	
分類記号 HD	所属コード 4600419
登録年度 令和1	登録番号 0003

発行：福岡県福祉労働部障がい福祉課

令和元年 5月